

第5回つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会
及びつくばみらい市学区審議会協議資料

令和元年6月13日（木）

1. 第4回の審議会の振り返り

(1) **検討テーマ3のまとめ** 適正配置の再検討（その1）（中学校の適正配置）

第2回の審議会で示したパターンの1～5②の6パターンに加え、第3回、第4回の見直し案を加えた16パターンについて、基準による評価と点数化による評価（定量的）により、パターンの絞り込みを行うとともに、課題等について確認しました。

- ① 既存の4中学校の学区を前提とした現計画に沿ったパターン2, 3を基本に適正配置を進めること。
- ② 過小規模が予測されている伊奈東中学校及び小絹中学校については、部活動や専門指導などの教育上の課題から、過小規模の解消に向けた検討が必要であること。
- ③ 2中学校への段階的な中学校の統合については、再検討計画の策定後も継続して児童生徒数及び分布の将来推計を把握したうえで、概ね5年間隔で適正配置審議会及び学区審議会を設置し、既存4中学校の統合時期やスケジュール、中学校の位置等の検討を行うこと。

(2) **検討テーマ4のまとめ** 適正配置の再検討（その2）（小学校の適正配置）

既存4中学校での適正配置を基本に進める方向性の結果を踏まえ、小学校においても現計画に沿って進めていく上での課題について確認しました。

- ① 過小規模校については、複式学級が生じないように事前に対応する必要があること。また、統合校については原則標準規模になること。
- ② 過小規模校の教育環境の改善として、1学年で16人を下回る学年が複数発生している、又は発生が見込まれる場合は、原則標準規模校となるための統合に向けた検討・協議を行うこと。
- ③ 今後の適正配置の検討にあわせて、指定校変更などの実情に応じた学区の見直しを行うこと。

(3) **検討テーマ5のまとめ** 適正配置の再検討（その3）（望ましい幼稚園のあり方について）

これまで検討してきた小学校・中学校の学区の考え方を踏まえながら、本市の公立幼稚園のあり方について確認しました。

(4) つくばみらい市教育施設の適正配置について（第2次答申）

既に複式学級が発生している三島小学校と東小学校の教育環境の改善を図るため、小学校を統合し、新たな学校として開校する小学校の通学区域について答申案を示しました。

2. 中学校の適正配置における課題の整理

(1) 中学校の適正配置における課題

既存の4中学校の学区を前提とした現計画に沿った適正配置パターンであるパターン2, 3を基本に適正配置の検討を進め、今後の方向性とその対応案について以下のように整理します。

①今後発生が予測される過小規模校があること

1) 伊奈東中学校の過小規模(2020年(令和2年))にどう対応するか

1-1 伊奈東中学校の学区の変更

方向性	対応案
当面の過小規模校の解消と将来的な標準規模校の検討	早期に伊奈東中学校区に谷井田小学校区と三島小学校区を加え、学級規模を維持します。2032年(令和14年)には過小規模校となるため、中学校の統合を検討します。

《伊奈東中学校区変更の課題》

- ・伊奈中学校区の一部(谷井田小学校区と三島小学校区)を伊奈東中学校区に変更する。
→学区変更しても、2032年(令和14年)には過小規模校になることが想定されるため、学区変更にあたっては、谷井田小学校区と三島小学校区への説明理解に係る期間が必要となる。

《小学校における課題》

- ・谷井田小学校と三島小学校の統合後の学校で2029年(令和11年)から過小規模校になります。
→豊小学校を谷井田小学校と三島小学校が統合した新たな学校と統合した場合、標準規模校を維持しますが、同じ小学校区でありながら谷井田小学校と三島小学校は伊奈東中学校、豊小学校は伊奈中学校となり、小学校区が中学校区を跨ぐことになってしまう。

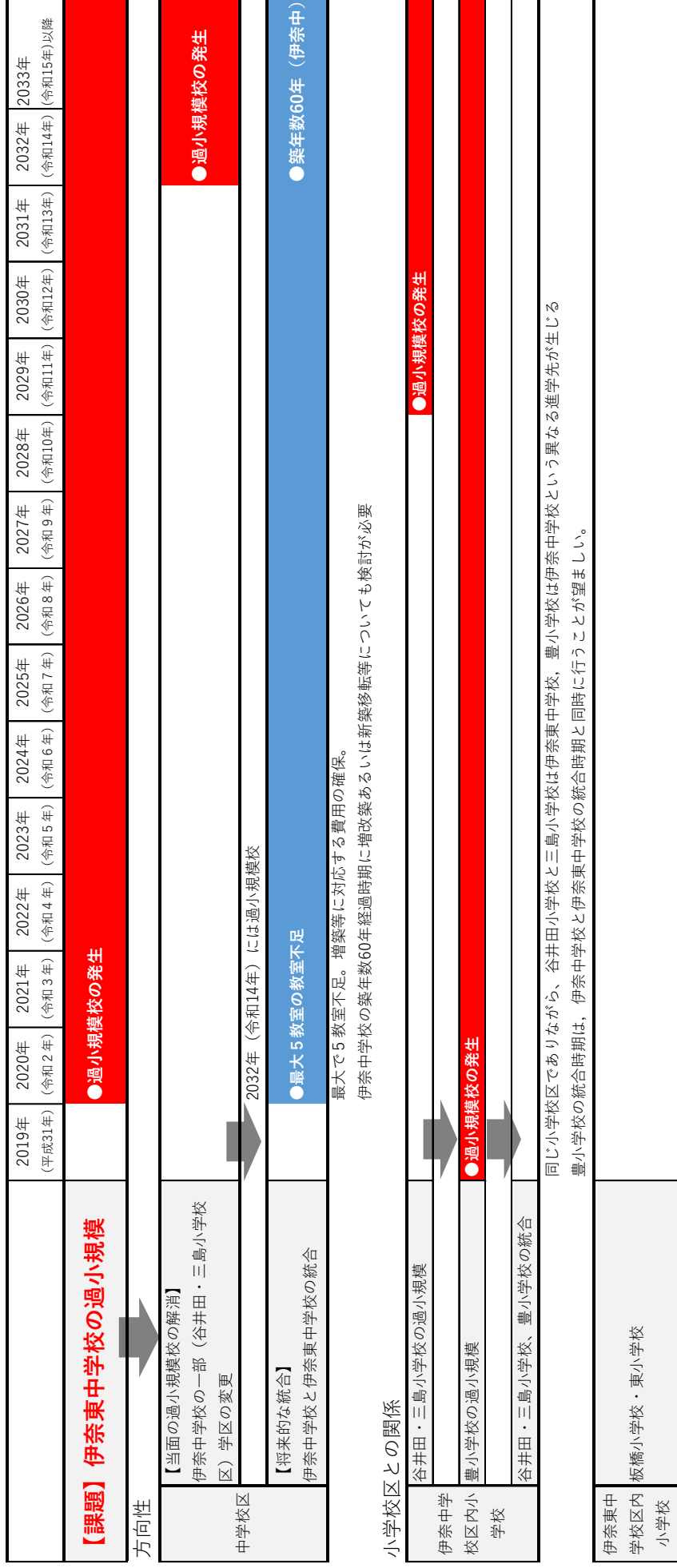
1-2 伊奈中学校との統合

方向性	対応案
当面の過小規模校の解消と将来的な標準規模校の検討	伊奈中学校と伊奈東中学校を統合します。統合にあたっては、伊奈中学校の教室不足や築年数を踏まえながら、増改築あるいは新築移転等を検討します。

《伊奈中学校との統合の課題》

- ・統合した場合、伊奈中学校で最大で5教室不足するため、増築等に対応する費用の確保が生じます。2032年(令和14年)に伊奈中学校の築年数が60年経過するため、伊奈中学校の増改築あるいは新築移転等についても検討が必要となる。

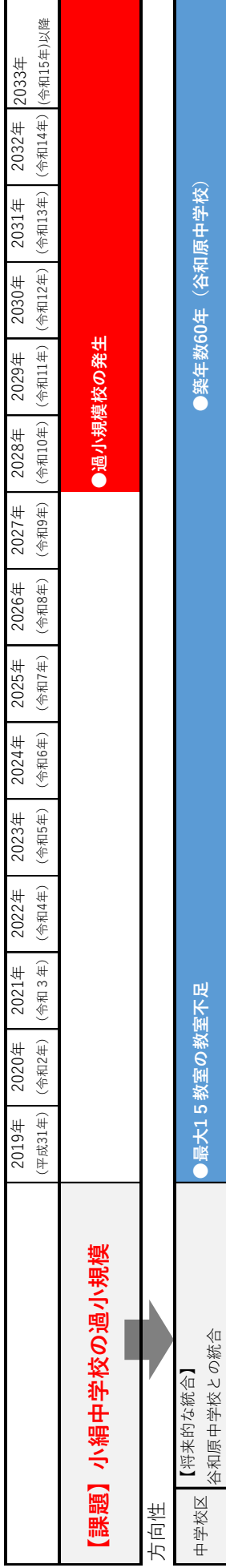
図：伊奈東中学校の過小規模（2020年（令和2年））の解消の方向性



2) 小絹中学校の過小規模（2028年（令和10年））にどう対応するか

方向性	対応案
小絹中学校の過小規模の解消	谷和原中学校と統合します。統合にあたっては、2024年(令和6年)の谷和原中学校の教室不足（最大9教室）の対応と一緒に検討します。
<p>《谷和原中学校との統合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小絹中学校を谷和原中学校に統合する。 <p>→谷和原中学校単独でも2024年(令和6年)には最大で9教室の教室不足が生じ、小絹中学校との統合では、最大で15教室の教室不足が生じるため、小絹中学校との統合を想定し、増築あるいは谷原小学校の活用を検討する必要となる。</p> <p>又は、2032年（令和14年）以降に教室不足が生じない時期に谷和原中学校への統合を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷和原中学校は2029年（令和11年）には築年数が60年を経過するため、施設の耐用年数についても考慮した検討が必要となる。 	

図：小絹中学校の過小規模（2028年（令和10年））の解消の方向性



最大で1.5教室の教室不足が生じるため、小絹中学校との統合を想定し、増築あるいは谷和原小学校の活用を検討

又は、2032年（令和14年）以降に教室不足が生じない時期に谷和原中学校への統合を検討

3. 小学校の適正配置における課題の整理

(1) 小学校の適正配置における課題

中学校区を基本とした小学校区として、現計画に沿って進めていく上での課題に対する対応策について整理します。

①複式学級が10年以内に発生する学校があること

1) 2023年(令和5年)に複式学級が予測される十和小学校をどうするか

方向性	対応案
十和小学校の複式学級発生の早期対応	十和小学校は、谷原小学校と福岡小学校と統合しても標準規模校にはならず、2027年(令和9年)には過小規模校となることが予測されるため、富士見ヶ丘小学校と統合します。統合にあたっては、富士見ヶ丘小学校の教室不足対策の検討が必要です。
《富士見ヶ丘小学校との統合》	
・富士見ヶ丘小学校と十和小学校が統合することで最大6教室の教室不足が生じます。富士見ヶ丘小学校の教室不足については、敷地内にプレハブ校舎建設するなど、教室不足の対応が必要となる。	
・十和小学校、谷原小学校、福岡小学校の3校が同時に富士見ヶ丘小学校と統合した場合、最大で11教室の不足となるが、2031年(令和13年)には教室不足は解消する。	

図：十和小学校の2023年（令和5年）に予測されている複式学級の解消の方向性

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和1年)	2021年 (令和2年)	2022年 (令和3年)	2023年 (令和4年)	2024年 (令和5年)	2025年 (令和6年)	2026年 (令和7年)	2027年 (令和8年)	2028年 (令和9年)	2029年 (令和10年)	2030年 (令和11年)	2031年 (令和12年)	2032年 (令和13年)	2033年 (令和14年)以降
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;"> 【課題】十和小学校で想定されている複式学級 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;"> 方向性 </div> </div>														
	●過小規模校の発生					●複式学級の発生									
谷原，十和，福岡小学校を統合	●過小規模校の発生														
富士見ヶ丘小学校と十和小学校を統合	●最大6教室の教室不足														
最大6教室の教室不足が生じる 児童クラブ6教室を普通教室に転用し，十和小学校を児童クラブ教室として活用する。又は，敷地内にプレハブ校舎建設するなど，教室不足の解消案を検討															
富士見ヶ丘小学校と十和，谷原小学校を統合	●最大9教室の教室不足														
最大9教室の教室不足が生じる															
富士見ヶ丘小学校に谷原，十和，福岡小学校を統合	●最大11教室の教室不足														
最大11教室の教室不足が生じる															

②複式学級の発生に近づく規模になる（1学年16人未満の学級）学校があること

方向性	対応案
過小規模校の早期解消・複式学級の発生の未然防止	過小規模校の早期解消を図るため、学級規模に応じた教育環境の改善のルールを設けます。

《課題》

教育上の課題（学級を超えた集団編成や教員配置，学習指導の面）が生じることが考えられる一定規模を下回った場合については，子どもの教育環境の改善を図ることが必要です。

また，単学級でも1学級の規模が小規模の状態は集団性からみて解消すべきであり，35人学級（学級編制の弾力化）の半分以下になる状態は，複式学級の発生も見込まれてくる状況ともいえることから，複式が発生していなくても単学級で一定規模以下となる学校については教育環境の改善を図ることが必要です。

学級規模に応じた教育環境の改善に向けたルール

《レベル1（教育環境の周知・公表）》

小学校においては1学年2学級以上，中学校では1学年3学級以上が教育上望ましい規模の基準であることから，基準を下回った場合については，その時点での1歳児から14歳児の人口を基に算出した「学校規模・学級規模」の推計を公表する。

《レベル2（教育環境の改善に向けた検討・協議）》

1学年で16人を下回る学年が複数発生する場合には，早期に教育環境の改善を図るため，原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行う。

《レベル3（教育環境の改善に向けた学校施設の統合）》

「学校規模・学級規模」の推計において，複式学級の発生が予測される場合には，複式学級が発生する前に，原則，標準規模校と統合する。

（参考）望ましい学級数の考え方

- 望ましい学級数を考えた場合，小学校では，まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また，全学年でクラス替えや学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成を可能とし，同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても，全学年でクラス替えや学級を超えた集団の編成を可能とし，同学年に複数教員を配置するためには，少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また，免許外指導をなくし，全ての授業で教科担任による学習指導を行ったるためには9学級以上が望ましいものと考えられます。

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より（文部科学省）

③学級規模に応じて教育環境の改善に向けたルールにおける各学校の状況について

1) 小張小学校（通学実績による児童数）については、原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行います。

（参考）小張小学校（通学実績）の学年ごとの児童数の推計からみる学級数の状況

小張小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	児童数	学級数	16人未満の学級数
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳			
2018.4.1 H30	10	13	10	13	11	10	67	6	6学級
2019.4.1 H31	11	12	17	12	15	10	77	6	5学級
2020.4.1 R2	12	11	12	17	12	15	79	6	5学級
2021.4.1 R3	11	12	11	12	17	12	75	6	5学級
2022.4.1 R4	12	11	12	11	12	17	75	6	5学級
2023.4.1 R5	11	12	11	12	11	12	69	6	6学級
2024.4.1 R6	9	11	12	11	12	11	66	6	6学級
2025.4.1 R7	11	9	11	12	11	12	66	6	6学級
2026.4.1 R8	11	11	9	11	12	11	65	6	6学級
2027.4.1 R9	11	11	11	9	11	12	65	6	6学級
2028.4.1 R10	11	11	11	11	9	11	64	6	6学級
2029.4.1 R11	11	11	11	11	11	9	64	6	6学級
2030.4.1 R12	11	11	11	11	11	11	66	6	6学級
2031.4.1 R13	11	11	11	11	11	11	66	6	6学級
2032.4.1 R14	11	11	11	11	11	11	66	6	6学級

レベル 2
検討・協議

2) 豊小学校については、既に望ましい規模の基準を下回っているため、現時点で学級ごとの児童生徒数の推計値を公表するとともに、1学年で16人を下回る学年が複数発生する場合には、原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行います。

（参考3）豊小学校の学年ごとの児童数の推計からみる学級数の状況

豊小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	児童数	学級数	16人未満の学級数
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳			
2018.4.1 H30	14	20	26	24	25	21	130	6	1学級
2019.4.1 H31	26	14	20	26	24	25	135	6	1学級
2020.4.1 R2	15	26	14	20	26	24	125	6	2学級
2021.4.1 R3	20	15	26	14	21	26	122	6	2学級
2022.4.1 R4	19	20	16	26	14	20	115	6	2学級
2023.4.1 R5	15	19	20	15	27	14	110	6	3学級
2024.4.1 R6	12	15	19	20	16	26	108	6	2学級
2025.4.1 R7	17	12	15	19	20	16	99	6	2学級
2026.4.1 R8	17	17	12	15	20	20	101	6	2学級
2027.4.1 R9	17	17	17	12	15	19	97	6	2学級
2028.4.1 R10	16	17	17	17	12	15	94	6	2学級
2029.4.1 R11	17	16	17	17	17	12	96	6	1学級
2030.4.1 R12	17	17	16	17	17	17	101	6	0学級
2031.4.1 R13	17	17	17	16	17	17	101	6	0学級
2032.4.1 R14	17	17	17	17	17	17	102	6	0学級

レベル 1
周知・公表

レベル 2
検討・協議

レベル 1
周知・公表

3) 谷原小学校については、原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行います。

(参考2) 谷原小学校の学年ごとの児童数の推計からみる学級数の状況

谷原小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	児童数	学級数	16人未満の学級数
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳			
2018.4.1 H30	16	20	11	21	14	15	97	6	3学級
2019.4.1 H31	15	16	21	11	21	14	98	6	3学級
2020.4.1 R2	9	15	17	20	11	21	93	6	3学級
2021.4.1 R3	20	9	16	17	20	11	93	6	4学級
2022.4.1 R4	12	20	9	16	17	20	94	6	4学級
2023.4.1 R5	10	12	21	9	16	17	85	6	3学級
2024.4.1 R6	15	10	12	21	9	15	82	6	5学級
2025.4.1 R7	14	15	10	12	21	9	81	6	5学級
2026.4.1 R8	14	14	16	10	12	20	86	6	4学級
2027.4.1 R9	13	15	14	16	10	12	80	6	5学級
2028.4.1 R10	14	14	15	14	16	10	83	6	5学級
2029.4.1 R11	14	14	14	15	14	16	87	6	5学級
2030.4.1 R12	14	14	14	14	15	14	85	6	6学級
2031.4.1 R13	14	14	15	14	14	15	86	6	6学級
2032.4.1 R14	14	14	15	15	14	14	86	6	6学級

レベル2
検討・協議

4) 福岡小学校については、原則標準規模校になるための統合に向けた検討・協議を行います。

(参考1) 福岡小学校の学年ごとの児童数の推計からみる学級数の状況

福岡小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	児童数	学級数	16人未満の学級数
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳			
2018.4.1 H30	8	18	10	15	12	10	73	6	5学級
2019.4.1 H31	19	8	18	10	15	12	82	6	4学級
2020.4.1 R2	11	19	8	17	10	15	80	6	4学級
2021.4.1 R3	19	11	19	8	18	10	85	6	3学級
2022.4.1 R4	10	20	11	19	8	18	86	6	3学級
2023.4.1 R5	12	10	19	11	19	8	79	6	4学級
2024.4.1 R6	8	13	10	19	11	19	80	6	4学級
2025.4.1 R7	12	8	12	10	19	11	72	6	5学級
2026.4.1 R8	12	12	8	12	10	19	73	6	5学級
2027.4.1 R9	11	12	12	8	12	10	65	6	6学級
2028.4.1 R10	11	11	12	12	8	12	66	6	6学級
2029.4.1 R11	11	11	11	12	12	8	65	6	6学級
2030.4.1 R12	11	11	11	11	12	12	68	6	6学級
2031.4.1 R13	11	11	11	11	11	12	67	6	6学級
2032.4.1 R14	11	11	11	11	11	11	66	6	6学級

レベル2
検討・協議

4. 望ましい幼稚園のあり方の整理

(1) 小中学校区を踏まえた望ましい幼稚園のあり方

これまで検討してきた小学校・中学校の学区の考え方を踏まえながら、本市の幼稚園の適正配置について以下のように整理します。

① 公立幼稚園の適正配置とあり方について

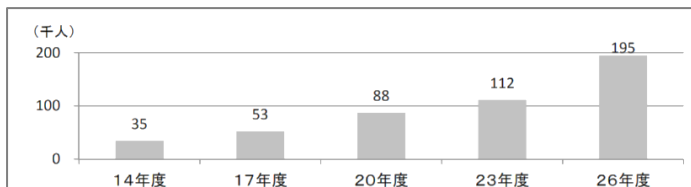
現在、保育園及び認定こども園は、みらい平地区の人口増加にともなって、利用者ニーズが高まっています。今後も保育ニーズについては高まっていくことが想定されますが、人口推計から見た幼児施設の利用者数については、2031年(令和13年)には現在(2018年時点)の利用者数の半数程度に減少することが想定されます。

一方で、障がいのある幼児や要保護児童を含めた特別な支援が必要な幼児の受け入れニーズが今後増加することが予測されているため、幼児教育におけるセーフティネットとしての役割や、幼児教育への支援体制、施設の状況等に配慮しながら幼稚園の適正配置を進めていくことが求められます。

また、幼児教育における民間と公立の役割や公立幼稚園のあるべき姿などについて検討を進めていくことが必要です。

(参考) セーフティネットの支援ニーズについて (資料: 障害児支援等について 厚生労働省)

発達障害者の人数等 (診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数)



法制度における発達障害の位置づけ

